

成年被後見人は選挙権を有しないとする公職選挙法 11 条 1 項 1 号は違憲無効 とした東京地裁判決に関する理事長声明

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
理事長 松井秀樹

後見開始の審判を受けて成年後見人が就任したところ、公職選挙法 11 条 1 項 1 号の規定により選挙権を付与しないこととされたため、この公職選挙法の規定は、憲法 15 条 3 項、14 条 1 項等の規定に違反し無効であるとして、次回の衆議院議員及び参議院議員の選挙において投票することができる地位の確認を求めた訴訟において、今日 14 日、東京地方裁判所は、成年被後見人は選挙権を有しないとした公職選挙法 11 条 1 項 1 号は、憲法 15 条 1 項及び 3 項、43 条 1 項並びに 44 条但し書に違反し無効であるとして、原告の成年被後見人の選挙権を認める判決を言い渡した。

本判決は、国民の選挙権は議会制民主主義の根幹をなすものであって、一定の年齢に達した国民全てに平等に与えられるべきものであるから、これを制限するためには「やむを得ない」事由が必要であるとし、成年被後見人に対して選挙権を付与しないとした公職選挙法 11 条 1 項 1 号は、国民に保障された選挙権に対する「やむを得ない」制限であるということではできないから、憲法 15 条 1 項等に違反し、無効であると判断したものであるが、当法人は、成年被後見人の選挙権を明確に認めた上記東京地裁の判決について、積極的に評価したい。

そもそも 2000 年に導入された成年後見制度は、ノーマライゼーションの理念と自己決定権の尊重という考えのもとに、各人の多様な判断能力及び保護・支援の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な運用を可能とする制度として構築されたものであり、当法人も「成年後見制度改善に向けての提言」（2005 年 10 月 1 日）において、公職選挙法 11 条 1 項 1 号の規定はノーマライゼーションの観点から再検討されるべきであるとの提言を行っている。

また、我が国が批准の意思を表明している国際連合の「障害者の権利に関する条約」の 12 条 2 項において「障害のある人が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。」としていることから、成年被後見人の選挙権の制限はこの条約の趣旨にも反する可能性があると言わざるを得ない。

本件と同様の訴訟は、さいたま、京都、札幌においても提起されているが、国は、本判決に対し控訴することなく、速やかに公職選挙法 11 条 1 項 1 号の改正に着手すべきである。

当法人は、現在、成年被後見人の選挙権回復を求める署名活動（署名用紙はホームページからダウンロード可）を行っているが、今後とも成年後見制度の利用者本人の権利を保護し支援するための活動に全力を挙げて取り組む所存である。

平成 25 年 3 月 18 日